

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和8年（2026年）3月30日

北海道知事 鈴木直道

## 1 公募型プロポーザル方式に付す事項

### (1) 業務名

令和8年度（2026年度）北海道食と農業の魅力発信強化特別対策事業委託業務

### (2) 業務の目的及び内容

食や農業の魅力を効果的に発信し、道内外の消費者や都市住民の本道農業・農村への関心や関与を深めるため、収穫の秋を迎えた本道の農業をはじめとした一次産業と農林水産物をPRする「ほっかいどう秋の大収穫祭」を令和8年（2026年）10月2日（金）から4日（日）まで赤れんが庁舎前庭において開催する。

### (3) 契約期間

契約締結の日から令和8年（2026年）12月11日（金）まで

### (4) 履行場所

札幌市

## 2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 法人（宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人を除く。以下同じ。）又は複数の法人で構成する連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であること。

(2) 法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。ただし、コンソーシアムの場合にあっては、「ア」及び「ケ」については、構成員のうち1者以上が要件を満たしていること。

ア 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む）を有すること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を除く。)

(ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が、法人又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

ケ 過去10年間(平成28年度(2016年度)から令和7年度(2025年度)の10か年)に次のイベントの契約を締結し、履行した実績を有すること。

(ア) 国・地方公共団体等(国・地方公共団体が参画する実行委員会等を含む)が主催するもの

(イ) 事業費900万円程度かつ1日当たり来場者9千人程度以上の規模のもの

(ウ) 屋外のブース出展を伴うもので、開催期間が連続2日間以上のもの

(3) コンソーシアムにおいては、(2)の要件のほか、次のいずれの要件も満たすこと。

ア コンソーシアムを構成する法人の間に明確な契約が存在すること。

イ 北海道から委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

### 3 企画提案指示書の交付に関する事項

(1) 北海道農政部食料安全保障推進局ホームページからのダウンロード

ア 交付期間 公告の日から令和8年(2026年)4月28日(火)17時まで

イ ホームページのURL

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/sas/248122.html>

(2) 直接交付

ア 交付期間 公告の日から令和8年(2026年)4月28日(火)17時まで

イ 交付場所 9に同じ

### 4 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからエまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 提出期限 令和8年(2026年)4月13日(月)17時必着

イ 提出場所 9に同じ

ウ 提出書類 「参加表明書」及び参加表明書作成要領に記載の添付資料 各1部

エ 提出方法 持参又は郵送(特定記録、簡易書留、書留のいずれか)による。

持参の場合、受付時間は土日を除く平日の9時から17時までとする。

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

### 5 企画提案書等の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限 令和8年(2026年)4月28日(火)17時必着
- (2) 提出場所 9に同じ
- (3) 提出書類 「企画提案書」及び付属資料 各8部  
(会社名等を記入したもの1部、記入しないもの7部)  
※審査上、具体的な企業名・氏名がわからないよう伏せて作成すること。
- (4) 提出方法 持参又は郵送(特定記録、簡易書留、書留のいずれか)による。  
持参の場合、受付時間は土日を除く平日の9時から17時までとする。

## 6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

## 7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

## 8 契約手続

特定者を見積書徴収の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続きを行う。

## 9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道農政部食料安全保障推進局  
担当：仲澤
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目(〒060-8588)
- (3) 連絡先 電話 代表 : 011-231-4111 (内線27-129)  
直通 : 011-204-5376  
ファクシミリ : 011-232-4126

## 10 関連情報を入手するための照会窓口

9に同じ。

## 11 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 審査結果及び特定者名は、公表する。
- (3) 詳細は、企画提案指示書による。
- (4) 企画提案書に関するヒアリングを実施する。ただし、提出件数が5件を超えるときには、書類選考を行う場合がある。